

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の 保険料額決定通知書をお送りします

7月中旬にお届けします

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)では、被保険者お一人おひとりに保険料をご負担いただいています。その保険料をお知らせする、平成21年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬にお送りします。

この保険料額は、平成20年度の所得に応じて計算しています。(左の表参照)

保険料の計算方法

所得割額
(20年中の総所得金額等 1 - 330,000円) × 8.07%

+

均等割額
43,924円 2

=

21年度保険料額
(最高限度額50万円)

- 総所得金額等とは、収入額から控除額を差し引いた金額です。ただし、ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除など)は含みません。
- 平成20年中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の総所得金額等が一定金額以下の場合には均等割額が軽減されます。

保険料のお支払い方法
年金からお支払いいただく方(特別徴収)
特別徴収の方でも、口座振替によるお支払いに変更することができません。くわしくは保険・医療課にご相談ください。

口座振替や納付書でお支払いいただく方(普通徴収)
7月から3月まで毎月納付いただきます。

口座振替や納付書でお支払いいただけるのは、年金の受給額が年額18万円未満の方および長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が老齢基礎年金等受給額の1/2を超え方のみとなります。

所得に応じた保険料の軽減措置について

平成20年の所得に応じて、平成21年度の保険料が軽減されることがあります。

【均等割額の軽減】
平成20年中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の総所得金額等が下の表の額以下の方

【所得割額の軽減】
総所得金額から基礎控除額(33万円)を引いた額が、58万円(年金収入のみ場合は211万円)以下の方は、所得割額が保険料から軽減されます。

被扶養者だった方の保険料の軽減措置について

制度に加入する直前に被用者保険(政府管掌健康保険(現・全国健康保険協会)、健康保険組合、共済組合など)の被扶養者だった方は、制度加入時から2年間に限り、所得割額はかからず、均等割額も5割軽減されます。

お問い合わせ
市民安全部保険・医療課
(滝野庁舎)
☎48・3004

これらの他にも、災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときには申請により保険料の減免を受けることができます。くわしくは保険・医療課にご相談ください。

均等割額の軽減措置の対象となる総所得金額等(被保険者・世帯主)の基準	軽減割合(軽減後の均等割額)
被保険者全員の各所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円	9割軽減(4,392円)
基礎控除額(33万円)以下	7割軽減(13,177円) 8.5割軽減(6,588円)
「基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者の数」で算出した額以下(被保険者である世帯主を除く)	5割軽減(21,962円)
「基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者の数」で算出した額以下	2割軽減(35,139円)

本来は7割軽減ですが、経過措置により平成21年度は8.5割の軽減となります

【長寿医療制度(後期高齢者医療制度)】

7月中旬に新しい 被保険者証をお送りします

被保険者証について

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月中旬に新しい被保険者証をお届けしますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。

なお、保険料の滞納状況によっては、有効期限が短い保険証(短期被保険者証)をお届けすることがあります。納付が困難な事情がある場合は、早めに保険・医療課までご相談ください。

一部負担金の割合について

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成20年中(1~12月)の所得により算出された平成21年度の住民税課税所得と平成20年中の収入をもとに計算されています。(下の表の該当条件)の場合、70歳以上75歳未満の方の収入も計算対象となります。

なお、この割合は世帯状況の異動や所得の更正などにより、随時変更されることがあります。



これがお手元に届きます

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成22年7月31日まで	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	兵庫県加東市社50番地
氏名	〇〇 〇〇
生年月日	昭和〇〇 〇〇 〇〇
資格取得年月日	平成〇〇 年 〇 月 〇 日
発効期日	平成21年8月1日
交付年月日	平成21年8月1日
一部負担金の割合	3割 ただし平成21年7月31日までは、自己負担限度額「一般」適用
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 2 8 2 2 8 0 兵庫県後期高齢者医療広域連合

見本

お問い合わせ
市民安全部保険・医療課
(滝野庁舎)
☎48・3004

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位(外来)	世帯単位(入院含む)		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円] ¹	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方 ただし、住民税課税所得145万円以上でも、収入が次の金額に満たない方は、窓口センターに申請することにより「一般」の区分となります。 【対象となる可能性がある方には申請書をお届けしています。】 同一世帯に被保険者が1人の場合…収入383万円 同一世帯に被保険者が1人(収入383万円以上)と70歳以上75歳未満の方がいる場合…被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計520万円 同一世帯に被保険者が複数いる場合…被保険者全員の収入合計520万円
一般		12,000円	44,400円		「現役並み所得者」、「低所得者」、「低所得者」以外の方
低所得者	1割	8,000円	24,600円	210円 [160円] ²	世帯員全員が住民税非課税 「低所得者」以外の方
			15,000円	100円	

1 []内は過去12か月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額
2 []内は過去12か月以内に入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)